

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課	
許 認 可 等 名	行政財産の目的外使用許可	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	第238条の4第7項	
連 絡 先	(電話 621-5510)	
審 査 基 準	<p>【地方自治法第238条の4第7項】 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【公有財産規則第22条】 行政財産の目的外使用の許可は、次のいずれかに該当するときであつて、かつ、当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認められるときに限り行うものとする。</p> <p>(1) 本市の事務事業と密接な関係を有し、又はその円滑な執行に寄与するとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要があると認められるとき。</p> <p>(3) 職員の福利厚生又は公の施設の利用者の便宜を図るものと認められるとき。</p> <p>(4) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会、選挙等の用に短期間使用させるとき。</p> <p>(5) 運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業に供することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(6) 災害その他の緊急事態の発生により応急の用に供するため極めて短期間使用させるとき。</p> <p>(7) その他市長が特別の事由があると認めるとき。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 3月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 11日 (休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)